

農業用ハウス整備型

第 1 事業の目的

資材費等の高騰による農業用ハウス等の整備費の増加が、経営の圧迫や規模の拡大を阻む要因となっている。そこで、担い手等がハウス（育苗ハウス及び水田園芸品目を除く）や果樹棚等（以下、「農業用ハウス」という。）を整備する際の費用の一部を助成することで、担い手の初期投資の軽減を図り、販売額 1,000 万円以上の地域や産地を支える中核的な経営体を育成する。

第 2 事業の内容

担い手等が整備する農業用ハウスの取得費用の一部を助成する。

第 3 定義

本事業でいう国庫補助事業とは、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知）及び持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）とする。

第 4 事業実施主体

- (1) 認定新規就農者
- (2) 認定農業者
- (3) 前年度 1 月から当年度 3 月末までに法人化予定または法人化した集落営農組織
- (4) 広域連携法人及び法人化計画を持つ広域連携組織
- (5) 省エネ取組優先枠にあっては (1) ~ (4) であって有機農業又は施設園芸に取り組むものに限る。

第 5 補助対象経費等

1 補助対象経費（事業費）

(1) 国庫補助事業活用

補助対象経費（事業費）は、国庫補助事業を活用して整備する農業用ハウス本体の整備費用とし、その施工費及びその付帯設備並びに果樹棚を整備する経費とする。

(2) 国庫補助事業非活用

補助対象経費（事業費）は、農業用ハウス本体とその施工費及びその付帯設備並びに果樹棚を整備する経費とする。

(3) 省エネ取組優先枠

化学肥料の低減につながる有機農業やエネルギー効率の高い施設園芸に必要な農業用ハウス本体とその施工費及びその付帯設備並びに果樹棚を整備する経費とする。

(4) 共通事項

付帯設備は、農業ハウス本体と一体的に整備する場合に限り灌水設備や養液システム等栽培に要する設備・装置を整備することができるものとする。ただし、ハウス内環境をモニタリングする装置の設置を必須とする。

なお、ハウス等施設整備にあたっては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び施設を設置する市町村の火災防止条例等に従うとともに、気象災害に強い施設づくりを進めるため、防災に配慮した構造、設置方法とし、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）

に基づく農業共済又は民間の損害保険に加入しなければならない。

2 補助率

(1) 国庫補助事業活用

補助率は補助対象事業費の1/4とし、補助率を乗じて得た金額のうち1円未満は切り捨てとする。

(2) 国庫補助事業非活用

補助率は補助対象事業費の1/3とし、補助率を乗じて得た金額のうち1円未満は切り捨てとする。ただし、市町村等から補助対象事業費の1/3の助成（1円未満の端数は切り捨て取捨とする）を受けることが確実、又は確実であることが見込まれる場合に限る。

第6 事業実施の要件

1 省エネ取組優先枠

以下のいずれかの要件を満たすもの。

(1) 有機JAS認証取得者、又は、取得見込みであること。

(2) 二重被覆（内張カーテンなどの張付）、変温管理装置（多段サーモ装置）、自動温度制御（サイド開閉装置）、自動灌水システムなど省エネ・省コスト化に資する資材、装置を導入すること。

2 共通要件

(1) 事業費が少額ではなく、十分な事業効果が見込めるもの。

(2) 事業実施主体は、交付決定後1年以内に美味しまね認証を取得すること。

第7 成果指標及び目標年度

本事業の成果指標は事業実施主体の経営状況とし、その目標年度は整備した年度の5年後とする。

第8 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

1 事業実施主体は、交付要綱第4に基づき、交付申請を行おうとするときには、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（農業用ハウス整備型様式第1号）を添付し、住所地の市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し適当と認めた場合は、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（農業用ハウス整備型様式第1号）を添付し、農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。

3 計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第5に基づき重要な変更を行おうとするときには、第7の1又は2に準じて行い、その承認申請は変更承認申請書（様式第3号）に変更計画書（農業用ハウス取得型様式第1号）を添付して行うものとする。

第9 事業の報告

本事業の実績報告は、以下により行うものとする。

(1) 事業実施主体は、交付要綱第8に基づき、補助金実績報告書（様式第6号）に実績報告書（農業用ハウス整備型様式第1号）を添付して提出するものとする。

(2) 当該実績報告書は、第7の1又は2に定める事務手続きに準じ、速やかに提出するものとする。

第 10 事業達成状況報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施した年度の翌年度から5年間、達成状況報告書（農業用ハウス整備様式2号）を毎年4月末までに市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、達成状況報告書の写しを毎年5月末までに農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。

第 11 事業の実施期間

令和6年度とする。

(農業用ハウス整備型様式第1号)

令和 年度ハウス等整備事業実施(変更)計画書(実績報告書)
(農業用ハウス整備型)

1 事業実施主体名 _____

2 事業実施計画

施設番号	所在地	面積(m ²)	栽培(予定)品目

整備に要する(した)経費	県補助金	市町村補助金	その他からの助成等()
円	円	円	円

※「その他からの助成等」欄には、計画時には見込額、実績報告時には確定額を記載する

※「その他からの助成等」の場合は助成を受ける(受けた)相手先を記載する

3 作付け計画(実績)

品目名: _____ 面積: _____ m²

施設番号○	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年度	令和7年度
販売金額					
出荷量					

※事業規模に応じて行を追加する

4 全体経営計画

作物名: _____

	現状(年)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目(年)
経営面積(a)						
販売額(千円)						

5 2に掲げた作物の全体計画（成果指標）

	現状 (年)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 (年)
栽培面積（a）						
うち整備した 施設						
生産量 (kg、本、鉢)						
販売額 (千円)						

※添付する就農計画又は農業経営改善計画に示す目標年の計画と上表の年の計画が一致すること。

6 環境モニタリング装置

ア 既製品

装置名： _____

イ 非既製品 ※設置する（した）センサー等に○を記入する。

温度	湿度	ハウス内日射	CO ₂	遠隔監視・ 制御装置	その他 ()

7 GAP 認証取得

GAP 認証名： _____ 取得予定年度： _____

8 添付資料

- ・国庫補助事業活用者は、国庫補助事業の導入がわかる資料（事業実施計画、事業実績報告）
- ・国庫補助事業費活用者は、図面、見積等事業規模や内容がわかる資料
- ・農業共済又は、民間の損害保険に加入していることがわかる資料
- ・取得者が新規就農者以外の場合には、栽培品目の販売額及び経営の実態がわかる資料
- ・その他必要な資料

(農業用ハウス整備型様式第2号)

番 号
年 月 日

島根県知事

様

市 町 村 長
氏 名

令和 年度ハウス等整備事業実施達成状況報告書
(農業用ハウス整備型)

このことについて、農業用ハウス取得型事業費補助金交付要綱別記1-1第10に基づき報告します。

1 全体計画実績

作物名：

	現状 (年)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 (年)
経営面積 (a)						
進捗率	—					
販売額 (千円)						
進捗率	—					

※進捗率は、実施計画の「4全体経営計画」の5年目の計画に対する値とする。

2 1に掲げた作物の全体計画作物の実績

	現状 (年)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 (年)
経営面積 (a)						
うち整備施設分						
進捗率	—					
生産量 (kg、本、鉢)						
進捗率	—					
販売額 (千円)						
進捗率	—					

※進捗率は、実施計画の「5に掲げた作物の全体計画」の5年目の計画に対する値とする。

3 事業実施主体の評価

--

4 GAPの取得予定 _____